

## 【第3号議案】

### 地代支払いに関する一部改正について（案）

農事組合法人倉橋部町グリーンファームの組合員は、作物の生産・販売等に労務提供（有償）し増収増益に寄与する使命がありますが、本人（組合員）及び家族の労務提供が諸般の事情で不可能な場合は出夫免除申請書を提出して頂くことになっています。従って出夫免除申請書の提出なき方は出夫して頂くこととなります。

この場合の出夫時間について、次の通り内規を定めたくご検討願います。

《現 行》

1. 地代 20,000 円／1 反あたり支払う。  
(労務出夫不可申請書) の提出者は 1 反あたり 8,000 円徴収する。
2. 労務出夫不可申請書の不提出者については、実出夫時間数が最終確定時間数より求めた出夫要時間数の 30%未満の場合は、1 反あたり 4,000 円徴収する（育苗手当、乾燥調整手当、水利手当含む）

《平成 25 年度より》

1. 地代 20,000 円／1 反あたり支払う。  
(労務出夫不可申請書) の提出者は 1 反あたり 8,000 円徴収する。
2. 労務出夫不可申請書の不提出者については、実出夫時間数が最終確定時間数より求めた出夫要時間数の 15%未満の場合は、1 反あたり 4,000 円徴収する（育苗手当、乾燥調整手当、水利手当含まない）